官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（**農林水産**七九一～七九八）　一
○保安林の指定を解除する件
（**同**七九九～八二一）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（**同**八二二）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**同**八二三）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**八二四）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（**経済産業**七四）　五
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件
（**国土交通**七六二～七七八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**七七九～七八二）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（**防衛**一六〇）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三二）
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（**中部地方整備局**五八）
○宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件
（**中国地方整備局**七二）　九
○道路に関する件（**同**七三）　九
〔国会事項〕
内閣　財務省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示（同）
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一二
法務
公証人任免（法務省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係
会社その他　二九

その他告示

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字西深瀬字谷之洞二二六六の二・二二六七の二・二二七五の三・二二七九の三・二二八四の二（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二二六七の三、二二七五の一、二二七五の二、二二七六、二二七七の一、二二七八、二二七九の一、二二七九の二、二二八〇、二二八一、二二八二の一、二二八二の二、二二八三、二二八四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町牧田字和田五〇五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田五〇五三（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町谷畑字野無坊五一の一、五二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町東沓部字藤森四二五、四四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市阿木字大上七六八八の一の一、七六八八の一〇、七六八八の一四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市岩村町飯羽間字小沢山三六九二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字戸川洞二四三八七の一、二四三八八、二四三九一の二、二四三九八の一、字三月二四五三六の一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市朝日町西洞字小瀬洞一六四八の二、字ナキノ谷一六四九の三四、一六四九の三五、一六四九の四三、一六四九の四五から一六四九の四九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南島原市口之津町丁字辻二七八七の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字高久乙字上ノ林一八一三の二（次の図に示す部分に限る。）、一八〇六の二、一八〇六の五、一八〇六の三二、一八〇六の三五、一八〇六の三六、一八一三の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市宍粟字北高山一の一三（国有林）・一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市引田字遅ノ沢口二四二四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横沢字シトブ四六二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五三六三の一五・五三六三の一六・五三六四の三一から五三六四の三三まで・五三六四の三五（以上六筆国有林）・五三六四の四三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大塩沢字大向一二一一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字神戸沼二三〇の八、吾妻郡東吾妻町大字原町字上之宿二一二八の一五、二一二九の二、二一二九の三、二一二九の六から二一二九の八まで、二一三〇の七、二一三二の七、二一三二の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡沼田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道余市郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口原田字原田一〇七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県霧島市福山町福地字穴堀池下二一四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町下阿井一八四〇の六、一八四一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町清田八三四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町瀬川字浦山五一六の七、五一六の七九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 （略） ／ （略） 宮崎県 ／ 15,300 三　（略） 第四～第九　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 （略） ／ （略） 宮崎県 ／ 9,300 三　（略） 第四～第九　（略）

○農林水産省告示第八百二十三号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Dianthus caryophyllus L.	Bresm516	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38029号 令和８年４月２日
Phalaenopsis Blume	国分寺(こくぶんじ)―40	有限会社国分寺洋蘭園 埼玉県北本市石戸宿五丁目248番地	第37780号 令和８年４月21日
Prunus L.	雪上(ゆきがみ)	澤田孝文 長野県長野市大字川合新田370―407	第32452号 令和８年４月20日
Rosa L.	KORsilu 05	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第37454号 令和８年４月６日
Solanum melongena L.	南九(なんきゅう)　センサNo.4号(ごう)	学校法人南九州学園 宮崎県宮崎市霧島５丁目１―２	第36807号 令和８年４月９日
〃	南九(なんきゅう)　クロサNo.6号(ごう)	〃	第36809号 令和８年４月９日

○農林水産省告示第八百二十四号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Allium cepa L.	RKF001	ナント種苗株式会社 奈良県橿原市南八木町二丁目６番４号	第34242号 令和８年３月９日

○経済産業省告示第七十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百八十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年六月二十四日から施行する。

令和八年六月二十三日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県	八戸市	令和七年十二月八日から令和八年九月二十三日まで

○国土交通省告示第七百六十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2902	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　４ＢＡ－ＶＲ38―10Ｒ35Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第七百六十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2989	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＺＫ12ＣＥ２	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地
㊎Ｇ―2990	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＢＡＺＫ12ＣＥ１	〃
㊎Ｇ―3220	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＭＫ12ＣＥ２	〃

○国土交通省告示第七百六十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3004	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ57―７Ｐ15Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ―3148	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ47―７Ｐ15Ａ	〃
㊎Ｇ―3149	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ47―ＭＭ48―７Ｐ15Ａ	〃

○国土交通省告示第七百六十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3041	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　５ＢＡ－ＱＲ25―７Ｅ52Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ―3042	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　５ＢＡ－ＶＱ35―７Ｅ52Ａ	〃

○国土交通省告示第七百六十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3076	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ２	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ―3078	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ４	〃
㊎Ｇ―3079	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　５ＢＡ－２ＮＲＦＫＥ１	〃
㊎Ｇ―3080	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ－１ＮＺＦＸＥ２	〃
㊎Ｇ―3206	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ６	〃

○国土交通省告示第七百六十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3081	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　３ＢＡ－８ＡＲＦＴＳ４	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－3082	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　３ＢＡ－２ＧＲＦＫＳ２	〃
㊞Ｇ－3083	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　６ＡＡ－２ＡＲＦＳＥ２	〃
㊞Ｇ－3136	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　５ＢＡ－２ＵＲＧＳＥ２	〃

○国土交通省告示第七百六十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3101	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　５ＢＦ－ＨＲ15－７Ｙ12Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊞Ｇ－3102	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　３ＢＦ－ＨＲ16－７Ｙ12Ａ	〃

○国土交通省告示第七百六十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3108	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ－２ＵＲＦＳＥ１	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3137	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　５ＢＡ－Ａ25ＡＦＫＳ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3152	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　５ＢＥ－１ＮＲＦＥ１	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3158	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　２ＫＧ－１ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3197	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　６ＢＡＳ07Ｂ24	本田技研工業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

○国土交通省告示第七百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3215	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＢＡＭ20ＡＦＫＳ７	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3232	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25ＡＦＸＳＤ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－3233	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25ＡＦＸＳＥ	〃
㊞Ｇ－3234	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡＡ25ＡＦＸＳ２	〃
㊞Ｇ－3263	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡ－２ＧＲ－ＦＸＳ	〃

○国土交通省告示第七百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3271	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　４ＢＡ－Ｍ20ＡＦＫＳ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－3287	一酸化炭素等発散防止装置　ＴＭＴ　３ＤＦ－２ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｗ－１	警告反射板　ＲＹＯＥＩ　ＴＲ－01	株式会社　アートビークルー　良栄部門　新潟県新潟市東区豊２丁目１番14号

○国土交通省告示第七百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

屋奈沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県都留市大幡の区域内の土地のうち、次の一点から三十三点までを順次結んだ線及び一点と三十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第百三十七号で指定した同号一八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°33′52.5580″	138°50′59.2101″
2	35°33′51.9195″	138°50′59.1902″
3	35°33′50.9599″	138°50′59.2942″
4	35°33′50.1670″	138°50′58.5320″
5	35°33′49.7572″	138°50′58.0867″
6	35°33′49.4421″	138°50′57.7192″
7	35°33′49.3052″	138°50′57.4615″
8	35°33′48.9453″	138°50′57.0169″
9	35°33′48.8263″	138°50′56.6259″
10	35°33′48.7416″	138°50′56.2455″
11	35°33′48.5594″	138°50′56.1453″
12	35°33′48.2446″	138°50′55.8987″
13	35°33′48.1243″	138°50′55.1264″
14	35°33′48.0149″	138°50′55.0127″
15	35°33′47.9699″	138°50′54.9706″
16	35°33′47.9971″	138°50′54.9145″
17	35°33′48.3102″	138°50′54.2709″
18	35°33′48.2838″	138°50′54.1461″
19	35°33′48.6207″	138°50′53.4257″
20	35°33′49.4974″	138°50′54.3744″
21	35°33′49.9408″	138°50′54.7833″
22	35°33′50.2657″	138°50′55.0615″
23	35°33′50.7122″	138°50′55.4881″
24	35°33′51.0014″	138°50′55.8415″
25	35°33′51.5380″	138°50′56.2595″
26	35°33′51.8454″	138°50′56.3757″
27	35°33′52.1732″	138°50′56.2780″
28	35°33′53.0541″	138°50′56.7606″
29	35°33′53.9913″	138°50′57.4069″
30	35°33′53.3330″	138°50′58.0404″
31	35°33′53.0635″	138°50′58.1436″
32	35°33′52.9259″	138°50′58.0082″
33	35°33′52.9376″	138°50′58.0590″

○国土交通省告示第七百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市秋山の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第九百五号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°34′20.2161″	139°03′47.4868″
2	35°34′20.4385″	139°03′43.8593″
3	35°34′18.8400″	139°03′40.4507″
4	35°34′19.3580″	139°03′40.1701″
5	35°34′20.8527″	139°03′42.0247″
6	35°34′20.8468″	139°03′47.2966″

○国土交通省告示第七百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南仏沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市秋山の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°34′09.1292″	139°05′04.7282″
2	35°34′09.2682″	139°05′05.3729″
3	35°34′10.0978″	139°05′05.3891″
4	35°34′11.2400″	139°05′05.9307″
5	35°34′11.1662″	139°05′06.2370″
6	35°34′10.5049″	139°05′06.6092″
7	35°34′10.0269″	139°05′06.6332″
8	35°34′09.7871″	139°05′06.2059″
9	35°34′09.7938″	139°05′05.8460″
10	35°34′09.1453″	139°05′05.5941″
11	35°34′08.9501″	139°05′04.7821″

○国土交通省告示第七百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊井戸沢の二

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県都留市大野の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を令和七年国土交通省告示第百六十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°32′25.5264″	138°54′38.0951″
2	35°32′26.3208″	138°54′38.7522″
3	35°32′26.1907″	138°54′38.8369″
4	35°32′26.8078″	138°54′39.5549″
5	35°32′27.3861″	138°54′40.8462″
6	35°32′29.2364″	138°54′42.6521″
7	35°32′29.0313″	138°54′43.1397″
8	35°32′29.0502″	138°54′43.3408″
9	35°32′29.2751″	138°54′44.2983″
10	35°32′28.6642″	138°54′46.1702″
11	35°32′28.2373″	138°54′45.7158″
12	35°32′27.8803″	138°54′45.2293″
13	35°32′27.6593″	138°54′44.7331″
14	35°32′27.7107″	138°54′44.6638″
15	35°32′27.8261″	138°54′43.9095″
16	35°32′27.4275″	138°54′43.6387″

○防衛省告示第百六十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年六月十九日次のとおり決定された。

令和八年六月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地：約五七二、〇〇〇平方メートル 建物：約九、四〇〇平方メートル 工作物：水道等訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月二十二日から同年十月十五日までの間 一　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八　号	小松市津波倉町レ二〇三番一から同市林町丙六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二十三日

○中部地方整備局告示第五十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年五月九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年六月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

認定更新番号表

（令和８年５月９日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代表取締役社長　関谷　俊征 浄化槽		
中衛工業㈱ ＣＨＵＥＩ　ＯＭⅡ－12型	5－21Ｋ－Ｈ－002	5－26Ｋ－Ｈ－001
〃　〃　－14型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－15型	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－16型	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－18型	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－20型	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－21型	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－25型	〃　－7	〃　－7
〃　〃　－30型	〃　－8	〃　－8
〃　〃　－35型	〃　－9	〃　－9
〃　〃　－40型	〃　－10	〃　－10
〃　〃　－45型	〃　－11	〃　－11
〃　〃　－50型	〃　－12	〃　－12
東洋プラント㈱ 代表取締役　松平　仁 東洋プラント小型合併処理浄化槽		
ＴＰＺ－12型	5－21Ｋ－Ｈ－001	5－26Ｋ－Ｈ－002
〃　－14型	〃　－1	〃　－1
〃　－15型	〃　－2	〃　－2
〃　－16型	〃　－3	〃　－3
〃　－18型	〃　－4	〃　－4
〃　－20型	〃　－5	〃　－5
〃　－21型	〃　－6	〃　－6
〃　－25型	〃　－7	〃　－7
〃　－30型	〃　－8	〃　－8
〃　－35型	〃　－9	〃　－9
〃　－40型	〃　－10	〃　－10
〃　－45型	〃　－11	〃　－11
〃　－50型	〃　－12	〃　－12

○中国地方整備局告示第七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十三日

中国地方整備局長　山本　大志

一　被処分者

(一)　商号　株式会社ＡＬＬ　ＩＮ

(二)　代表者氏名　澄川　大輔

(三)　主たる事務所　広島県広島市中区中町二番二十二号

(四)　免許番号　大臣（一）第一〇四三四号

(五)　免許年月日　令和五年六月十五日

二　処分年月日　令和八年六月十日

三　処分内容　令和八年六月二十四日から令和八年七月二十三日までの三十日間、宅地建物取引業に係る業務の全部の停止

四　適用条項　宅地建物取引業法第六十五条第二項

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　山本　大志

令和八年六月二十三日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇～八・六八	七二・五〇メートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	八・六八～三・三四	二〇・六三キロメートル	
	C	三・三四～〇・五九	一二六・四七	
	後 A	九・五〇～八・六八	七二・五〇メートル	
	B	八・六八～三・三四	一九・九四四キロメートル	
	C	三・三四～〇・五九	一二六・四七	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

衆議院

国会議員の所得等報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく所得等報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

所得等報告書〉関連会社等報告書〉　令和八年六月三十日(火)

閲覧場所

衆議院第一議員会館地下一階

資産等報告書等閲覧室

（千代田区永田町二丁目二番一号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

条約送付通知書受領

六月十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律

社会福祉法等の一部を改正する法律

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

六月十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

六月十九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書（早稲田ゆき提出）

答弁書受領

六月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出西サハラに関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月十九日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

参議院

議案提出

六月十九日衆議院から次の議案が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）

議案受領

六月十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

議案付託

六月十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）　法務委員会に付託

議案送付（予備審査）

六月十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案（神谷宗幣外三名発議）

議決通知

六月十九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
社会福祉法等の一部を改正する法律案

報告書提出

六月十九日委員長から次の報告書を提出した。
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

条約送付及び通知

六月十九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

六月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
郵政民営化法等の一部を改正する法律
社会福祉法等の一部を改正する法律
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

六月十九日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。
また、同日内閣から、こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

国会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等補充報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日
　資産等補充報告書
　所得等報告書
　関連会社等報告書　令和八年六月三十日（火）
閲覧場所
　参議院議員会館地下二階
　資産等報告書等閲覧室
　（千代田区永田町二丁目一番一号）
閲覧時間等
　午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで
　なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣高市早苗は英国、イタリア国及びフランス国へ出張のところ六月十八日帰朝した。
○農林水産大臣臨時代理
　国務大臣　石原　宏高
　農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十八日）

財務省

（大臣官房総合政策課長）財務事務官　坂本　成範
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房公文書監理官）同　松田　康宏
願により本官を免ずる（以上六月十八日）

最高裁判所

○定年退官
　簡易裁判所判事山下伸生は六月十七日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之
一　ジェッダ事務所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Jamjoom Commercial Center, Tower 2, Palestine Street, Alhamra Dist, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA
変更後	Jamjoom Commercial Center, Tower 1, Palestine Street, Alhamra District, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA

㈡　変更年月日　令和八年六月十五日

登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之
一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　休止する登録海技免許講習の種類　救命講習
三　休止期間
　自　令和八年五月一日
　至　令和十年四月三十日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
　令和八年六月二十三日
　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）山本　十三
（変更後）柴田耕一郎
三　変更年月日　令和八年四月一日

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年六月二十三日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　占用を制限する区域　小松市津波倉町レ二〇三番一から同市林町丙六番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年六月二十四日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

備考

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人小尾仁は願により公証人を免ぜられた。
山﨑耕史は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小尾仁の後任を命ぜられた。（以上六月十三日）
（法務省）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号

長野市アークス１０番１０号
清算株式会社　株式会社林部本店
代表清算人　櫻井　伸浩

１　決定年月日　令和８年６月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

長野地方裁判所民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００２号

東京都中央区日本橋馬喰町２丁目６番10号　東京大和化成ビル５階
清算株式会社　馬喰町管財株式会社

１　決定年月日　令和8年6月8日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

記

日本銀行法第33条第１項第１号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第２号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）。

年1.25パーセント

令和８年６月16日　　日本銀行

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・丙・丁・戊・己）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第九十七号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十八頁（号外第七十号）

令和八年六月二十三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（甲）ＧＰＳＳ事業開発株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（乙）ＧＤＩ株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（丙）日本水力開発株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（丁）日本風力サービス株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（戊）ＧＰＳＳホナジープロダクト株式会社

代表取締役　大野　友史

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル

（己）日本森林トラスト株式会社

代表取締役　倉田　隆広

日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更

日本銀行基準割引率および基準貸付利率を下記のとおり年0.25パーセント引上げ、令和８年６月17日から実施することとしたので、日本銀行業務方法書第７条第２項の規定に基づき公表します。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十一月二十日
　掲載頁　七十一頁（号外第二五五号）
　令和八年六月二十三日
　東京都中央区日本橋兜町二二―六
（甲）株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー
　代表取締役　深川　真
　静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪五三〇番三号
（乙）ダイスコンサルティングジャパン合同会社
　代表社員　株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー
　職務執行者　田中　真介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年五月十二日
　掲載頁　一〇四頁（号外第一〇五号）
　令和八年六月二十三日
　東京都新宿区下宮比町一番四号
（甲）株式会社ジェイ・ケイ・エル
　代表取締役　神永　信吾
　佐賀市久保泉町大字下和泉二三八番地一
（乙）株式会社ＲＭＫ
　代表取締役　大串　啓介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙・丁・戊）
　掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年六月四日
　掲載頁　二頁
　令和八年六月二十三日
　神奈川県海老名市東柏ケ谷六丁目二〇番三二号
（甲）東和工業株式会社
　代表取締役　中尾　俊和
　神奈川県海老名市東柏ケ谷六丁目二〇番三二号
（乙）東和物産株式会社
　代表取締役　中尾　俊和
　神奈川県海老名市東柏ケ谷六丁目二〇番三二号
（丙）東北サッシ工業株式会社
　代表取締役　中尾　俊和
　福島県南相馬市鹿島区寺内字迎田三九番地
（丁）東北サッシ販売株式会社
　代表取締役　中尾　俊和
　福島県南相馬市鹿島区南柚木字仲板二八二番地
（戊）東北精工株式会社
　代表取締役　中尾　俊和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年六月十二日
　掲載頁　一四四頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年六月十二日
　掲載頁　一三九頁（号外第一三〇号）
　令和八年六月二十三日
　岐阜市西鶉一丁目三一番地ＺＯＡビル四Ｆ―Ａ
（甲）株式会社ＭＦ
　代表取締役　松下　剛
　岐阜市西鶉一丁目三一番地ＺＯＡビル四Ｆ―Ａ
（乙）株式会社Ｍ．Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
　代表取締役　松下　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が無限責任組合員として運営するＧＲＥＥ　ＬＰ　Ｆｕｎｄ　ＪＰ　２号投資事業有限責任組合に係る事業（当該事業に付随又は関連する業務を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://gree.vc/public-notice/
　令和八年六月二十三日
　東京都港区六本木六丁目一一番一号
（甲）グリー・ファンド・インベストメンツ株式会社
　代表取締役　中尾　俊輔
　東京都港区六本木六丁目一一番一号
（乙）グリーベンチャーズ株式会社
　代表取締役　相川真太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く）及び什器備品等に係るリース・割賦事業及びその他一切の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十四日
　掲載頁　一一四頁（号外第一六一号）
　令和八年六月二十三日
　東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）オリックス株式会社
　代表執行役　髙橋　英丈
　茨城県つくば市東新井一五番四
（乙）筑波リース株式会社
　代表取締役　長島　明伸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エムエフ（住所岐阜市西鶉一丁目三一番地ＺＯＡビル四Ｆ―Ａ）に対して、当社の不動産事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

　掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年六月十二日
　掲載頁　一四四頁（号外第一三〇号）
　令和八年六月二十三日
　岐阜市西鶉一丁目三一番地ＺＯＡビル四Ｆ―Ａ
　株式会社ＭＦ
　代表取締役　松下　剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＳアセットマネジメント株式会社（住所滋賀県彦根市野良田町三五五番地一）に対して当社の不動産事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

　掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年六月十六日
　掲載頁　二十二頁
　令和八年六月二十三日
　滋賀県彦根市外町一一一番地一
　株式会社エス・エス商会
　代表取締役　生子　嘉一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和八年六月二十三日
　東京都江東区東雲二―二―一四―一六〇七
　Ｄｉｌｌ合同会社
　代表社員　鐘築　一真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

　令和八年六月二十三日
　東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号
　Ｐｈｙｘｉｍｅｘ合同会社
　代表社員　村松　海渡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、組織変更後の商号は海圖株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和八年六月二十三日
　東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号
　アスパ日本橋三〇三
　海圖合同会社
　代表社員　澤村　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都墨田区太平三丁目一〇番四号

合資会社わだき

代表社員　和田　琢磨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＳａｖｏｔｅｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社とします。

効力発生日は令和八年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都港区北青山三―六―七青山パラシオタワー一一Ｆ　Ｓａｖｏｔｅｎ合同会社

代表社員　齊藤　和人

組織変更公告

当組合は、協業組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社ナピカとします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、総会の承認決議は令和八年六月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

長野県下伊那郡阿南町西条七一〇番地

阿南ショッピングセンター協業組合

代表理事　杉本　文良

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三日であり、組織変更後の商号は株式会社ソルトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

愛媛県松山市清住二丁目一〇九七番

ソガベ写真事務所合同会社

代表社員　曽我部洋平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社古川石陶とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

福岡市西区福重三丁目一七番一四―二〇七号シャトレ喜多崎　合同会社フルカワ石陶

代表社員　古川　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百七十一万五百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　五十頁（号外第一三二号）

令和八年六月二十三日

東京都千代田区麹町三丁目五番地一七

株式会社スナックテクノロジーズ

代表取締役　関谷　有三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千五百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十三日

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

ＭＣ１株式会社

代表取締役　山﨑　健司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二十五万八千九百円減少し五千万円とすることにいたしました。ただし、新株予約権の全部又は一部が令和八年六月二十三日から令和八年八月三日までの期間に行使された場合は、当該株式発行により増額する資本金の額を同額分減少することにより、最終的な資本金の額を五千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月二十三日

東京都港区港南二丁目一六番四号

株式会社ピアズ

代表取締役　桑野　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三〇〇万円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。減少した資本金は、全額資本準備金とします。

効力発生日は令和八年七月二十四日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十三日

静岡県御前崎市白羽五一七八番地

有限会社ヤマデン

取締役　松井　直巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　八十六頁（号外第一三四号）

令和八年六月二十三日

大阪府大阪市城東区今福西三丁目二番二四号

ネクスタラッピイ株式会社

代表取締役　小高　正吾

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする株式会社大建との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十三日

埼玉県入間市牛沢町一番六号

エムホールディングス株式会社

代表取締役　大畑　和彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百万円、資本準備金の額を七千十四万五千七百八十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://puri-prince.co.jp

令和八年六月二十三日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社Ｐｕｒｉ　Ｐｒｉｎｃｅ

代表取締役　中山　雅弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

北海道函館市中野町一一八番地

株式会社函館酪農公社

代表取締役　菊地　一樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

名古屋市北区清水二丁目一番二一号

日本報知機株式会社

代表取締役　峯　茂康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

三重県松阪市高町六二番地三

日本報知機三重株式会社

代表取締役　峯　哲雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

和歌山県田辺市神子浜一丁目二〇番一二号

和歌山電工株式会社

代表取締役　木下　智雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

香川県高松市古新町一番地七

四国総合信用株式会社

代表取締役　関　幹生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

長崎県長崎市栄町三番二八号

西九州酒類販売株式会社

代表取締役　光冨　英造

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月二十三日

大阪市中央区瓦屋町一丁目一二番一〇号

株式会社協伸

代表取締役　北廣　好勇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十四頁（号外第九十七号）

令和八年六月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

特定目的会社Ａｌｌ　Ｓｕｎ

取締役　田中　雅勝

訂正公告

令和八年六月十六日（号外第一三二号）掲載の解散公告中、「代表清算人　小田　延宏」とあるは「代表清算人　沼田　泰之」の誤りにつき訂正します。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

株式会社フルキャストグローバル

代表清算人　沼田　泰之

訂正公告

令和八年六月十六日（号外第一三二号）掲載の解散公告中、「代表清算人　小田　延宏」とあるは「代表清算人　沼田　泰之」の誤りにつき訂正します。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

株式会社フルキャストシニアワークス

代表清算人　沼田　泰之

訂正公告

令和八年六月十一日（号外第一二九号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本店」とあるは「⑤株式会社Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｊａｐａｎ」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十三日

東京都千代田区神田富山町七番地ＢＩＺＳＭＡＲＴ神田富山町三〇一号室

株式会社Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　張　永　通

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「1,656,164」とあるは「1,658,364」、資産合計の金額「**1,733,330**」とあるは「**1,735,530**」、流動負債の金額「1,663,991」とあるは「1,666,819」、固定負債の金額「52,137」とあるは「48,537」、負債合計の金額「**1,716,128**」とあるは「**1,715,356**」、株主資本の金額「17,202」とあるは「20,174」、利益剰余金の金額「17,102」とあるは「20,074」、その他利益剰余金の金額「17,102」とあるは「20,074」、負債・純資産合計の金額「**1,733,330**」とあるは「**1,735,530**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年六月二十三日

東京都中央区八丁堀四丁目三番五号京橋宝町ＰＲＥＸ九階

iNova Pharmaceuticals Japan株式会社

代表取締役　サーシャ・エルンスト

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三三		終りから一三	十六歳以上の者	十六歳に満たない者
〃		一二	〃	〃

令和八年三月二十七日（号外第七十一号）公布　総務省・法務省令第二号（特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則）

（原稿誤り）

一五四ページ改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一　第二項第一号イ又は口に掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二　［略］

（原稿誤り）

同ページ改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一　前項第一号イ又は口に掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二　［同上］